

南部町木造住宅耐震診断推進事業実施要綱

令和5年5月24日制定
建設要綱第 10 号
令和7年6月1日一部改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内に存する木造住宅の所有者等（当該住宅の所有者若しくは配偶者又は所有者の二親等内の親族をいう。以下同じ。）が当該住宅耐震診断を希望する場合、町が予算の範囲内において耐震診断を行う建築士等を派遣して耐震診断を行うことにより、地震に対する住宅の安全性に関する意識の啓発、耐震診断に関する知識の普及及び耐震改修工事の促進を図り、もって災害に強いまちづくりを推進することとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会が発刊した「2012年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」及び2015年改訂青森県木造住宅耐震診断シートにより、木造住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。
- (2) 耐震診断員 青森県が作成する青森県木造住宅耐震診断員名簿に記載された者であって、町の派遣依頼に基づき耐震診断を行う者をいう。

(対象住宅等)

第3条 耐震診断員の派遣対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、町内に存し、次に掲げる要件に全て該当するものとする。

- (1) 平成12年5月31日以前に建築され、平成12年6月以降に増改築されていないもの。
 - (2) 一戸建て専用住宅又は併用住宅（延べ床面積の2分の1以上を住宅の用に供し、かつその他の用途に供する部分の床面積が50平方メートル以下であるものに限る。）で地上階数が2以下のもの。
 - (3) 在来軸組構法又は伝統的構法によって建築された木造住宅であること。
 - (4) 原則として、延べ床面積が200平方メートル以下であること。（200平方メートルを超える場合は派遣対象者負担の増額で対応）
 - (5) 過去に、この要綱に基づく耐震診断を受けていない住宅であること。
- 2 対象住宅の所有者等は、本人及び同居人全員が町税（町民税、固定資産税、国民健康保険税及び軽自動車税）を滞納していないこと。ただし、申請時に町外に住所がある場合は、その住所がある市区町村において税金の滞納がないこと。

(派遣の申込み)

第4条 この要綱に基づき耐震診断員の派遣を希望する対象住宅の所有者等（当該対

象住宅が共有に係るものである場合は、当該共有者のうち1人をいう。)は、構造的に独立した棟毎に、南部町木造住宅耐震診断員派遣申込書(様式第1号)により町長に申込むものとする。

(派遣の決定)

第5条 町長は、派遣する耐震診断員を決定したときは、その旨を南部町木造住宅耐震診断員派遣決定通知書(様式第2号)により当該申込者(以下「派遣対象者」という。)に通知するものとする。

2 町長は、前項の南部町木造住宅耐震診断員派遣決定通知書の内容に変更が生じたと認めるときは、当該通知書の内容を変更することができる。

3 町長は、審査の結果、対象住宅に該当しないときは、その旨を南部町木造住宅耐震診断員非派遣決定通知書(様式第3号)により派遣対象者に通知するものとする。

(派遣の辞退)

第6条 派遣対象者は、南部町木造住宅耐震診断員派遣決定通知書を受けた後において耐震診断員の派遣を辞退するときは、速やかに南部町木造住宅耐震診断員派遣辞退届(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(派遣決定の取消し)

第7条 町長は、派遣対象者が次のいずれかに該当するときは、第5条第1項の派遣の決定を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 虚偽又は不正な手段により派遣の決定を受けたことが判明したとき。

(3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 町長は、前項の規定により派遣の決定を取り消したときは、その理由を付して、南部町木造住宅耐震診断員派遣決定取消通知書(様式第5号)により当該派遣対象者に通知するものとする。

(耐震診断員の派遣)

第8条 町長は、第5条第1項の耐震診断員を決定したときは、速やかに当該耐震診断員を派遣しなければならない。

(派遣に要する費用)

第9条 耐震診断員の派遣に要する費用は、別表に定める額とする。

(業務の委託)

第10条 町長は、耐震診断員に耐震診断の全部又は一部を委託することができる。

(診断結果の通知)

第11条 耐震診断の結果については、南部町木造住宅耐震診断推進事業耐震診断結果

通知書（様式第6号）により、当該派遣対象者に通知するものとする。

（派遣対象者に対する指導及び助言）

第12条 町長は、派遣対象者に対して、耐震診断結果に基づき対象住宅の地震に対する安全性の確保のために必要な情報の提供、助言及び勧告を行うことができる。

（耐震診断員等の責務）

第13条 耐震診断員及び当該業務の関係者（以下「耐震診断員等」という。）は、当該耐震診断に関し職務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

2 耐震診断員等は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 当該耐震診断等の実施に関し、派遣対象者から第9条に規定する費用以外の金銭等を受け取ること。
- (2) 派遣対象者に対し、不必要な診断、設計及び工事を勧めること。
- (3) 診断業務を他に委託し又は請け負わせること。
- (4) その他耐震診断員としてふさわしくない行為を行うこと。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

別表（第9条関係）

区 分	延べ面積 (1棟当たり)	派遣費用 総 額	公的負担 限度額	派遣対象者 負 担 額
耐震診断	200㎡以下	147,000円	136,000円	11,000円
	200㎡超 250㎡以下	168,000円		32,000円
	250㎡超 300㎡以下	189,000円		53,000円
	300㎡超 350㎡以下	211,000円		75,000円
	350㎡超 400㎡以下	232,000円		96,000円

※上記金額は、全て消費税及び地方消費税相当額を含む。

※延べ床面積が400㎡を超える場合の派遣対象者負担額は、別途協議による。

南部町木造住宅耐震診断員派遣申込書

年 月 日

南部町長 様

〒 ー

[住所]

ふりがな

申込者 [氏名]

[電話] () ー

南部町木造住宅耐震診断推進事業実施要綱第4条の規定に基づき、下記の住宅について耐震診断員の派遣を申込みます。また、同要綱第9条の規定による負担額の支払いを確約します。

診断対象住宅の概要	所在地	南部町		
	構造 / 階数	木造（在来軸組構法・それ以外） 平屋 ・ 2階		
	床面積	1階： 2階：	m ² m ²	合計： m ²
	建物建設時期 [建築確認年月]	昭和・大正・明治 年 月頃(新築時) [昭和 年 月(新築時)確認番号 / 不明]		
	耐震診断の履歴	初めて/本事業の診断歴あり/他()の診断歴あり		
派遣を避けて欲しい曜日	月曜 / 火曜 / 水曜 / 木曜 / 金曜			
派遣を避けて欲しいその他の日				
調査を避けて欲しい時間帯	午前 / 午後 / 他()			
【備考】増築等がある場合、内容及び時期を記入して下さい。				
居住の予定	居住中 / 居住予定 (その他：)	居住(予定)者の氏名 (所有者との続柄)	(続柄：)	
受付番号	ー	審査欄		

- 町税の滞納がないことの証明書
- この申込書に建築時期並びに床面積が確認できるもの（建築確認申請書の写し・登記事項証明書の写し、建築年の記入された資産証明書等）を添付して下さい。
- 概略平面図（建築確認申請書の添付図面があればその写し）
- 外観写真2枚以上
- 所有者若しくは配偶者又は所有者の二親等内の親族であることを確認できる書類（固定資産税課税明細書の写し、登記事項証明書、親族関係を明らかにできる戸籍謄本等）

年 月 日

様

南部町長

南部町木造住宅耐震診断員派遣決定通知書

年 月 日付け（受付番号： ー ）で申込みのあった木造住宅耐震診断員の派遣について、下記のとおり派遣する耐震診断員を決定したので、南部町木造住宅耐震診断推進事業実施要綱第5条第1項の規定に基づき通知します。

なお、派遣業務の実施に当たっては、同実施要綱第10条の規定に基づき下記建築設計事務所等に業務を委託しておりますのでご承知願います。

また、今後日程調整の上、この耐震診断員が耐震診断のために現地建物調査を行いますが、限られた時間内に効率よく適切に実施できるようご協力をお願いします。

記

1. 派遣する耐震診断員の氏名・連絡先

ふりがな
氏 名

電 話 () ー

2. 現地建物調査時期 年 月 日()～ 月 日()

※後日、上記診断員から日程調整の連絡を致します。

年 月 日

様

南部町長

南部町木造住宅耐震診断員非派遣決定通知書

年 月 日付け（受付番号： ー ）で申込みのあった木造住宅耐震診断員の派遣について審査の結果、下記の理由により耐震診断の派遣対象となる住宅には該当しませんので、南部町木造住宅耐震診断推進事業実施要綱第5条第3項の規定に基づき通知します。

記

[派遣しない理由]

様式第 4 号（第 6 条関係）

南部町木造住宅耐震診断員派遣辞退届

年 月 日

南部町長 様

申込者 〒 -

[住所] _____

[氏名] ふりがな _____

[電話番号] () - _____

年 月 日付け 第 号（受付番号： - ）で通知のあった木造住宅耐震診断員の派遣について、下記の理由により辞退したいので、南部町木造住宅耐震診断推進事業実施要綱第 6 条の規定に基づき通知します。

記

[辞退する理由]

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

様

南部町長

南部町木造住宅耐震診断員派遣決定取消通知書

南部町木造住宅耐震診断推進事業実施要綱第7条第2項の規定に基づき、
年 月 日付け 第 号（受付番号： - ）で通知した木造住宅耐震診断員の派遣決定については、下記の理由により取消しましたので通知します。

記

[取り消した理由]

年 月 日

様

南部町長

南部町木造住宅耐震診断員派遣推進事業
耐 震 診 断 結 果 通 知 書

年 月 日付け南部町木造住宅耐震診断員派遣決定通知書に基づき実施した耐震診断の結果について、南部町木造住宅耐震診断推進事業実施要綱第 11 条の規定により、別紙のとおり関係書類を添えて通知します。

なお、この報告書は調査時点での診断結果ですので、その後の経年変化に対しては十分な維持管理をお願いします。

記

1. 診断結果

別紙「木造住宅耐震診断結果報告書」のとおり

2. 問合せ先

- ・ 診断結果の内容に関する質問等

ふりがな
耐震診断員名

電話（ ） ー